平成２２年（フ）第２９１号
福岡県久留米市梅満町313番地３
債務者　中村マスエ
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３５７号
福岡県久留米市白山町40番地　渡辺アパート101号
債務者　牛島　憲彦
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４２７号
沖縄県那覇市安謝１丁目７番23号シャンティコート３階
債務者　仲本　純子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３６号
沖縄県名護市字伊差川906番地　県営伊差川団地１棟204号
債務者　儀部理野乃
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第３９号
沖縄県国頭郡恩納村字山田151番地２　ケープティアル304号
債務者　近藤　利香
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４０号
沖縄県名護市字宇茂佐773番地１　うんさの森市営住宅Ｂ棟303号
債務者　上原枝美利
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４１号
沖縄県名護市宮里５丁目１番８－Ｄ－203号　なかざとハイツ
債務者　比屋根美代子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４２号
沖縄県名護市大西４丁目17番30－101号　コーポ又吉
債務者　友寄　詳子（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４３号
沖縄県名護市大中２丁目２番５－305号　當間アパート
債務者　屋嘉比　聡
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４６号
沖縄県名護市字宇茂佐1709番地11　県営宇茂佐団地４棟403号
債務者　宮城めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４３号
北海道虻田郡倶知安町北３条東５丁目３番地６　福田部品内
債務者　酒井　正行
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４５号
北海道虻田郡倶知安町北５条東３丁目１番地
債務者　林　つや子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１０１９号
仙台市泉区実沢字男生山５番地の５　35Ｂ－14Ｌ
債務者　阿部恵里子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８１号
仙台市青葉区大町２丁目15番24―806号
債務者　後藤　元重
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８２号
仙台市泉区館１丁目５番地の７
債務者　伊世　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８３号
仙台市泉区館１丁目５番地の７
債務者　伊世　謙一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
秋田市手形字十七流99番地１
債務者　小玉千香子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３１号
秋田市土崎港相染町字沼端51番地19
債務者　武石　律子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部